

## 実技編 第 7 章 ライフプランニングと資金計画

以下、青字の個所を修正しました。

【改正ポイント①】(238 ページ)

### 8 解説

#### (1) 老齢基礎年金の額の計算

老齢基礎年金は次の計算式で算出します。

$$\text{老齢基礎年金} = 786,500 \text{ 円}^* \times \frac{\text{納付済月数} + \text{免除された月数 (調整あり)}}{\text{加入可能月数 (通常 480 月)}}$$

※平成 26 年 4 月以降は 772,800 円に減額されます。問題を解くにあたっては、786,500 円を使用してください

【改正ポイント②】(242 ページ)

### 9 解説

— 略 —

#### (2) 障害厚生年金の配偶者についての加算

障害厚生年金に子の加算はありませんが、受給権者に扶養されている配偶者がいる場合には 226,300 円 (平成 26 年 4 月以降は 222,400 円に減額されます。)

#### (3) 物価スライド率

多くの問題では物価スライド率は資料で与えられますが、本問ではこの率自体が問われています。平成 25 年度 (4 月～9 月) の物価スライド率は 0.978 です。なお、平成 26 年 4 月以降の物価スライド率は 0.961 に低下します。

【改正ポイント③】(245 ページ)

### 10 解説

#### (1) 遺族基礎年金の金額

遺族基礎年金の基本額は老齢基礎年金の満額と同額です。これに子の加算が付きます。

子の加算額 (平成 25 年度) は、子 2 人目までは 1 人につき 226,300 円、子 3 人目以降は 1 人につき 75,400 円です。なお、平成 26 年 4 月以降の子の加算額は、子 2 人目までは 1 人につき 222,400 円、子 3 人目以降は 1 人につき 74,100 円に減額されます。